○農林水産省告示第千九百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都青梅市御岳二丁目二〇二の一・二〇四の四・五九二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇五、西多摩郡奥多摩町棚澤字焼多亡六〇七、境字大堀一二三九、字山びこ五九、字ひむら向五七、五八の一、五八の二、字やけ山沢一二四三、小丹波字大渡り七八四の一、七八四の二、七八五の一、氷川字大澤入一〇〇八から一〇一二まで、字西澤六三六、海澤字丸山一二〇五、一二〇六、字川入一二一四、檜原村字小沢八三四一、八三四二、八三四三の一、八三四三の二、八三四五、八三五三の口、八三五三の八、八三五四の一から八三五四の四まで、字神戸八一八五の二・八一八七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八一七五、八一七六、八一七八から八一八一まで、八一八四

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都青梅市二俣尾五丁目一二六四の一・一二六四の一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二六四の二〇、御岳二丁目四二四の口・御岳山一八・柚木町一丁目一〇〇八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、西多摩郡奥多摩町日原字巳ノ戸九九二・九九三のイ・九九六のイ・一〇〇六・一〇〇七のイ（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、九九四の二、九九四の三、一〇〇〇のイ、一〇〇八の三から一〇〇八の五まで、字孫惣谷一〇三五の二・一〇三六・一〇四〇・字倉澤五三七のイ（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字小菅四五九、大丹波字奥中茶屋四九九（次の図に示す部分に限る。）、字梨の木沢四一六・四二二・四二五・四二六・四二八・四三八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、四二一、字眞名井沢四四二・四四五・四四八・四四九・四五〇のイ・字井戸地五一六の一・五一七・字滝之入五一二の口・五一二のハ・五一二のニ・五一二のホ（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、字入屋谷二九〇、二九一、留浦字のめり坂一七三〇のイ（次の図に示す部分に限る。）、氷川字大氷川三四二、三四三、字不老二一七一の一、白丸字東山一七、一八の一、二二の一、二二の口、二二の八、字戌亥頭四九六、四九七、檜原村字南郷一四六六・五九六四・五九六九・六二五六のイ・六二九六・六二九九の一・六三〇〇（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、一四六七、五七一三、六二九五のイ、六二九五の二、字下元郷五二五九、五二六〇のイ、五二六〇の口

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

御岳山一八（次の図に示す部分に限る。）、柚木町一丁目一〇〇八、字大氷川三四二・三四三・字不老二一七一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字倉澤五三七のイ、字眞名井沢四四五、字のめり坂一七三〇のイ、字東山二二の一（次の図に示す部分に限る。）、二二の口、二二の八、字南郷五九六四、五九六九

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに青梅市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都青梅市・あきる野市・八王子市・西多摩郡日の出町（以上三市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びにあきる野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都あきる野市・西多摩郡奥多摩町・檜原村（以上一市一町一村について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びにあきる野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都青梅市・八王子市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

青梅市・八王子市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備